

玉川大学学生集会細則

(主旨)

第1条 玉川大学学生生活規程第12条に基づき、学生が正課外活動で集会（以下「集会」という。）を行うことについて定める。

(集会)

第2条 集会とは玉川大学（以下「本大学」という。）校地内で行う次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 集会、行事、演奏、パフォーマンス
- (2) 合宿、試合、交流会、研究会
- (3) 署名、調査、募金、デモンストレーション、投票
- (4) 拡声器を使用する行為
- (5) 新聞・雑誌・パンフレット・その他の出版物の交付又は配布

(申請)

第3条 学生が本大学内で集会をしようとするときは、1週間前までに集会承認願いを学生支援センターに提出し許可を受けなければならない。集会承認願いには次の各号が記入されていなければならない。

- (1) 集会の主催者又は責任者の氏名、所属、連絡先
- (2) 集会の目的及び名称
- (3) 集会の日時、所要時間、場所、参加予定人員、使用する物品
- (4) 参加予定団体及びその代表者の氏名、住所、連絡先
- (5) その他必要事項

(審査)

第4条 提出された願い出は学生支援センターで審査する。

(許可)

第5条 審査の結果許可された学生は集会ができる。

(許可取消)

第6条 集会が第3条の集会承認願いに記載された目的、日時、所要時間、場所、規模、借用物品などと異なったと認められるときは、集会の停止、解散を命ずることがある。

- 2 前項の命令に応じないものについては、本大学校地内からの撤去を命じ、その他の強制的手段をもって行うことがある。

(報告)

第7条 集会が終了したら学生支援センターにその旨報告するものとする。

(不許可)

第8条 審査の結果不許可の場合は集会の開催ができない。なお、玉川大学学生生活規程に禁止されている内容がある場合は許可しない。

(公認団体の扱い)

第9条 公認団体（クラブ）の集会などについては別に定める。

(事務主管)

第10条 本細則の事務主管は学生支援センターとする。

(附則省略)

玉川大学学生掲示細則

(主旨)

第1条 玉川大学学生生活規程第13条に基づき、学内の掲示板、立て看板等に掲示することについて定める。

(申請)

第2条 学生が学内で掲示をしようとする時は、事前に学生支援センターに申請し許可を受けるものとする。許可された場合は、学生支援センターで掲示方法と場所を指示する。

(掲示)

第3条 掲示には次の各号が該当するものとする。

- (1) 団体名・責任者名・月日を記載していること
- (2) 掲示の規模は原則としてA3版以内とする

(許可印)

第4条 許可された掲示物に許可印を押す。許可印のない掲示は撤去する。

(不許可)

第5条 次の各号に該当する掲示は許可しない。

- (1) 玉川大学の目的に反する内容が記載されているもの
- (2) 政治的目的、虚偽の記述、他者の名誉を傷つける内容が記載されているもの
- (3) 知的所有権を侵害すると認められるもの

(掲示期間)

第6条 掲示のできる期間は原則として1週間以内とする。

(事務主管)

第7条 この細則の事務主管は学生支援センターとする。

(附則省略)